

(案)

尾張旭市役所庁舎LED照明機器賃貸借契約書

賃借者 尾張旭市（以下「甲」という。）と 賃貸者 ○○（以下「乙」という。）との間において、次の条項によりLED照明機器等（以下「物件」という。）の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、甲が行う業務を円滑に実施することを目的として、乙はその所有する物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

（物件）

第2条 賃貸借の物件及び設置業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

（物件の設置場所）

第3条 物件の設置場所は、尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所庁舎とする。

（賃貸借期間）

第4条 物件の賃貸借期間は、令和8年3月1日から令和18年2月29日までとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、金○○, ○○○, ○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金○, ○○○, ○○○円）とする。

令和8年	3月1日から	令和8年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和8年	4月1日から	令和9年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和9年	4月1日から	令和10年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和10年	4月1日から	令和11年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和11年	4月1日から	令和12年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和12年	4月1日から	令和13年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和13年	4月1日から	令和14年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和14年	4月1日から	令和15年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和15年	4月1日から	令和16年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和16年	4月1日から	令和17年3月31日まで	金○, ○○○, ○○○円
令和17年	4月1日から	令和18年2月29日まで	金○, ○○○, ○○○円

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、賃貸借料を、当該月経過後、乙の提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとし、各月の支払額は○○○, ○○○円とする。

2 契約の解除等により月の使用が1か月に満たない場合又は乙の責に帰すべき事由により物件を使用できなかった期間がある場合の賃貸借料は、日割り計算により算出するものとする。

（危険負担）

第7条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、甲が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるとき、及び、甲、乙双方の責に帰することができない事由により損害が生じた場合は、乙は、甲に相当の

損害を請求することはできない。

(物件の取替え)

第8条 物件に契約不適合があり、通常の保守によりその機能が回復されない場合は、乙は、乙の負担により、速やかに当該物件の補修、交換等を行わなければならない。

2 甲の取扱い不良及びその他甲の責に帰すべき事由により物件を補修、交換等する場合は、甲の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 甲又は乙は、相手方の承諾がない限り、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは権利を担保に供することはできない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約の条項に違反した場合は、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償しない。

3 翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

4 甲は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。

5 前項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙が「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」2に規定する排除措置対象法人等に該当した場合は、この契約を解除することができるものとし、このため契約者に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。また、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第11条 前条の規定により契約を解除する場合で、乙に損害が生じた場合でも、甲は、その損害を賠償しない。

2 前条の規定により契約を解除する場合、乙は、甲が現実に被った通常の損害について、損害を賠償しなければならない。

3 甲の故意又は重大な過失によって物件の機能に損害を与えた場合は、甲は乙に対してその損害を賠償しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第12条 本契約に係る訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約によって知り得た相手方の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号）第32条第3号の規定により、免除とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第15条 契約者は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出するものとし、怠った場合は「尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要領」第4条に規定する排除措置の対象とする。

(雑則)

第16条 本契約書に定めのない事項又は解釈について疑義を生じた時は、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

賃借者 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

賃貸者